

仙台市 CKD 病診連携事業病診連携医登録規約

(趣旨)

第1条 仙台市 CKD 病診連携事業を推進するため、「病診連携医」の登録を行う。

(対象)

第2条 対象は、仙台市 CKD 病診連携事業病診連携医登録説明会（以下「説明会」という）に参加し、この取り組みに賛同し、以下の事項を遵守することができる医師とする。

- (1) 仙台市 CKD 病診連携紹介基準に基づいた当該患者を仙台市 CKD 病診連携事業腎臓専門医（以下「腎臓専門医」という）が在籍する医療機関（別表1）へ（様式1）を用いて紹介する。
- (2) 2回目以降の腎臓専門医受診の際は、再紹介の基準に合わせて、腎臓専門医に紹介する。また、病診連携医は必要に応じて（様式3）を用いて情報提供をする。
- (3) 仙台市 CKD 病診連携事業説明書（様式4）を用い、患者への説明と個人情報提供の同意を得る。
- (4) 個人情報を適正に取扱い、業務上知り得た情報をみだりに他者に知らせたり、不当な目的に使用しない。

(登録方法)

第3条 登録は、仙台市 CKD 病診連携事業病診連携医承諾書（様式5）を仙台市医師会に提出することにより行う。提出された承諾書は仙台市医師会が取りまとめ、登録名簿を作成し市に提出する。

(登録証)

第4条 市は前条の規定により登録名簿の提出があったときは、内容を確認の上、仙台市 CKD 病診連携事業病診連携医登録証を交付する。（様式6）

(登録の期間)

第5条 登録の期間は、仙台市 CKD 病診連携医登録説明会に参加した翌年度の4月1日からとし、仙台市 CKD 病診連携医辞退届（様式7）が提出されるまで継続とする。

附則

この規約は、令和6年4月1日から実施する。

別表 1

仙台市 CKD 病診連携事業腎臓専門医が在籍する医療機関

(区・五十音順)

医療機関名	診療科
東北公済病院	内科
東北労災病院	腎臓内科
東北大学病院	腎臓・高血圧内科
仙台医療センター	腎臓内科
東北医科薬科大学病院	腎臓内分泌内科
東北医科薬科大学若林病院	腎臓内科
仙台市立病院	腎臓内科
仙台赤十字病院	腎臓内科
JCHO 仙台病院	腎センター